

平成25年10月29日
復興庁

復興推進計画の認定について

下記のとおり、宮城県及び35市町村から共同申請、宮城県山元町から申請のあった復興推進計画2件を10月29日付けで認定します（認定番号宮城第28号及び第29号）。概要は以下のとおりです。

記

1. 宮城県及び35市町村（宮城第28号）

● 被災市街地復興特別措置法及び公営住宅法に係る特例措置

【対象区域】

宮城県内全35市町村

【特例措置の内容】

区域内の東日本大震災の被災者等は、住宅困窮要件を満たす場合、公営住宅への入居収入基準を満たすものとみなす。また、耐用年限の6分の1を経過した公営住宅は、特別の理由がある場合入居者等に譲渡することができる。

2. 宮城県山元町（宮城第29号）

● 山元町復興推進計画

新駅等を中心とした新市街地への被災者の移転集約を図るにあたり、新駅周辺に定める復興産業集積区域へ集積する地域生活に密着した小売業・サービス業等に対して税制上の特例措置を講じる計画。

【対象区域】

山元町新山下駅周辺地区及び新坂元駅周辺地区の復興産業集積区域

【集積を目指す業種】

小売業、サービス業 等

認定を受けた復興推進計画については、本日復興庁ウェブサイト（<http://www.reconstruction.go.jp/>）に掲載する予定です。

本件連絡先：

復興庁

復興特区班 小善、伊藤、妹尾、松田（圭）

TEL：03-5545-7234

宮城復興局 小泉、長根、箱崎

TEL：022-266-2166